

【マイナンバーが必要です！】

申告には、マイナンバーが記載されている、
個人番号カードか、通知カードと身分証明書
が必要です。

忘れずご持参ください。(写しでも可)

代理、郵送の場合は写しを添付ください。

令和6年度償却資産申告書記載要領

(農業資産用)

1 申告をしなければならない人

令和6年1月1日において柴田町内で農業を営み、農業の用に供する資産を所有している方です。また、資産を他人に賃貸している方も含まれます。

記載にあたっては、

- (1) 令和5年度に申告いただいた償却資産申告の内容をもとに資産を把握しておりますので、前年償却資産の申告をされた方は、令和5年1月2日～令和6年1月1日までの期間中に、増加あるいは減少した資産についてのみ記載申告してください。
- (2) 前年未申告の方、新たに農業経営を開始された方、申告された所有資産の訂正を要する方は、令和6年1月1日現在所有している資産全部を記載申告してください。また、平成20年度の税法改正により、減価償却資産の対応年数等に関する省令が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。これにより平成21年度から償却資産(固定資産税)の申告は、新耐用年数を用いることとなっておりますのでご注意ください。

2 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、土地、家屋以外の農業の用に供する有形の固定資産(主に機械設備)で、所得税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。対象機種等は、取得価格が20万円を超えるか1年以上の耐用年数を有する資産です。詳しくは別表を参照してください。

3 課税標準・税率・免税点等

- (1) 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、令和6年1月1日における当該償却資産評価額で、課税台帳に登録されたものです。
- (2) 税率は100分の1.4です。
- (3) 償却資産の免税点は、課税標準となるべき額が150万円未満となる場合ですが、課税されるかどうかは、評価計算した結果判定しますので資産の多少にかかわらず申告してください。

4 償却資産課税台帳の閲覧

課税台帳の閲覧は、特別の事情がない限り令和6年4月1日から、柴田町役場において納税義務者の閲覧に供します。縦覧期間中(令和6年4月1日から令和6年5月31日まで)以外は有料となります。

5 不申告又は虚偽の申告

後日の調査により申告をしていない、申告の内容が虚偽であったような場合には、不足税額が追徴されます。

なお、申告された内容は、令和6年2月～3月に実施される所得申告の資料となりますので、提出期限内に申告くださるようお願いします。

6 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法にもとづいて実地調査を行うことがありますので、その節はご協力をお願いします。

7 農業用トラクター等農業用機械（乗用のもの）の取り扱いについて

農業用トラクター、コンバイン、田植機等は、道路運送車両法第3条にいう小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の課税客体となりますので、所有者の方は軽自動車として町に登録されますようお願いいたします。償却資産の申告は不要です。小型特殊自動車の該当の可否は販売店へお問い合わせください。（小型特殊自動車に該当しない場合は申告を要します。）

8 種類別明細書の記入の仕方について

◎種類別明細書（増加資産用・全資産用）・・・「緑の用紙」

令和 6 年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち	
所有者コード																						枚目	
行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	減価率	残存率	備 考	価 額		課税標準額		備 考	摘要			
					年号	年	月	十	百	千					円	十	百	千			円	十	百
01	2		カンソウキ	1	5	5	9	十	百	千	円	7	0	0	十	百	千	円	0	2	3-4		
02												0	0	0						1	2	3-4	
03												0	0	0						1	2	3-4	
04												0	0	0						1	2	3-4	
05												0	0	0						1	2	3-4	

○増加の事由 … 当該償却資産が増加した事由について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。（1:新品取得 2:中古品取得 3:移動による受け入れ 4:その他）

◎種類別明細書（減少資産用）・・・「赤の用紙」

令和 6 年度										種類別明細書(減少資産用)										所有者名		枚のうち		
所有者コード																						枚目		
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	減価率	残存率	備 考	減少の事由及び区分				摘要					
					年号	年	月	十	百	千					円	1 売却	2 滅失	3 移動		4 その他	1 全部	2 一部		
01	2	12	タウエキ	1	4	2	3	十	百	千	円	1	500	000	0	2	3	4	0	2	1	2	3	4
02																					1	2	3	4
03																					1	2	3	4
04																					1	2	3	4
05																					1	2	3	4

○資産番号 … 償却資産細目一覧表の資産番号を記載してください。

○減少の事由及び区分 … 当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

内容についてご不明な点は、下記にお問い合わせください。

柴田町役場 税務課 固定資産税班 電話 55-2116 内線 153